

# 奈良県の地租改正事業と 大和国の地租改正地引絵図

奈良大学文学部地理学科教授の土平氏

火曜午餐会・11月第2例会は19日12時15分から当部5階大会議室で開催した。講師に奈良大学文学部地理学科教授・通信教育学部部長の土平博氏を招き「奈良県の地租改正事業と大和国の地租改正地引絵図」をテーマに語って頂いた。土平氏は地租改正について「明治6年に地租改正法と地租改正条例が制定され翌7年から地租改正に着手。地租改正のねらいは、土地の所有者に課税するという単純なもの」と語った。講演要旨は次の通り。

明治6年に地租改正法と地租改正条例が制定され、翌7年から地租改正に着手された。

地租改正のねらいは、土地の所有者に課税するという単純なもの。江戸幕府までは、概念的に土地はお上のものだったが、明治政府になると、官有地と私有地に分けられ、私有地には課税をすることになった。課税するには誰の所有地なのかを正確に把握することが重要であった。

地租改正の実施は、中央政府の地租改正事務局から、各府県の地方長官へ、そして、村ごとの戸長・村用掛・百姓総代の村方三役に指揮伝達をして、各村で資料を作成、上程する。

調査方法は、町村単位で一筆の土地の位置、形状、地番、そして面積の記載をする。作成には三段階あり、まずは「野取図」という一筆一筆の土地を測った図面を作成。それを字単位にまとめた「字限図」を作成し、最後に村単位にまとめた図面「村限図」に仕上げる。

地租改正作業は明治7年から始め14年には終了した。しかし短期間で

行ったため、図面上に土地の漏れや、相対的な位置関係にズレなど正確ではなかった。そのため、「更生地図」の作成が必要となった。そして明治22年には、「土地台帳」が必要となり、その基になったのがこの更生地図で、後に登記の際の大元となった。

## 奈良県の地租改正事業

奈良県の地租改正事業は、明治7年3月に現地調査が始まった。しかし、9年に堺県に編入され、その後、12年まで堺県下で、地租改正地引絵図が作成されるようになった。ですから、図のタイトルは堺県の中の大和国と記され、「奈良県」とは記されていない。大和国地租改正地引絵図の記載内容を見ると、すべて堺県の法令の指示による内容と一致する。

結局、地租改正事業は、県域の問題があり、奈良県が無くなった時期に作らざ

るを得なかった。奈良県民からすれば、残念だが、そういう時期もあったということです。

現在、埼玉県の税務大学校租税史料室に、当時の奈良税務署管轄の地域だった奈良県北部（添上郡・添下郡・山辺郡・平群郡）の「地租改正地引絵図」が所蔵されている。

当時の課税のための資料だったが、今では法的効力を失っているので、博物資料にしかならず、税務大学校の参考資料として残されていると考えられる。

